東郷村報
第150号
昭和39年3月28日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

三月定例村議会特集

一、昭和三十九年度予算案提案に当つて

村長　黒木松美

本日こゝに昭和三十九年度当初予算及びその他新年度の村政運営に関する重要案件の御審議をいただく今期定例村議会の開催にあたりまして村政に対する私の所信と本年度の重点施策並に御提案申上ています各議案の概要について御説明申上議員各位の御批判をいただくと共に議案審議の参考にしていただき更にはまた絶大なる御協力を得たいと思う次第であります。

さて私しは昭和三十年五月村長就任以来、九ケ年間に亘って村勢の発展に微力ながらも最大の努力を払い

村長の提案説明

又常に村政の方向を「地方自治の伸長と躍進村政の展開」を基調と致しまして建全財政をつらぬき、村政の姿を正しくし、村民の意志を反映し、しかも社会の推移に即応した明朗で且平等な村政の確立を柱として常に五つの重点施策である㈠農林業の振興と近代化の確立　㈡教育の振興と施設の充実　㈢村道及産業道路の整備強化　㈣社会福祉の向上と労働対策の充実　㈤村有財産の適正な管理と育成等の早期実現を期するよう常に思いを新にし強い決意の下に積極的な施策の推進に全力を傾注して村民の皆様と共に村政の進展に邁進して参ったのでありますが今こゝに立って過去を反省してみますと村民各位と共に努力して参りましたにもかゝわらずその実績の余りにも小さいのに驚きを感じますと共に最近に於ける高度な経済の成長の中で農村問題の解決が如何に困難であるかが痛感されるのであります。私は今後に於ても従来、採って参りました村政の方針を更に明確に打出すことに努力するは勿論でありますが、今任期中に於ては特に次の事項について層一層の努力を払う決意を致している次第であります。

その第一は農業構造改善事業の実施であります。御承知の様に戦後に於ける日本経済の驚異的な発展の結果としてその一方には地域的に産業別に或は階層間に著しい所得格差を生じ特に農林業と他産業との経済格差の拡大傾向は今後、重大なる政策的課題として極めて深刻なものがあると思うのであります。今後この格差を如何にして縮め、更にはまたどの様にしてこの格差を克服するかが本村の今後に於ける行政上の重大課題であり又、私共行政を担当するものに課せられた重大なる責任であり義務であると思うのであります。

幸いに致しまして昭和三十五年に農業基本法の制定がなされ続いて農業の構造及経営改善に必要な制度化がなされる一方、低開発地域の開発促進の機運が全国的に高まり又県政に於ても積極的にこれ等の問題解決のための施策が打出されつゝありまして現段階こそ村政の充実発展のいしずえを築きあげる好期にあると判断されますので私は昭和三十七年に農林業の基本調査を実施しましたのを初め昨年及本年二月に之が補充調査を実施する他関係者及職員等の先進地視察調査を繰返して行い目下本村農業構造改善事業計画の立案を策定中でありますがこの計画樹立を遅くとも本年九月頃迄には完了して本年度内に総ての手続と農業構造改善事業の実施地域としての国の指定を受け昭和四十年度よりいよ〳〵事業を実施して本村産業の中心をなす農業の未成長の現状を払拭して村民所得の漸増に努力する覚悟であります。もとよりこの事業は出来る丈、早急に実施する必要性を痛感するものでありますが目的達成を急ぎ軽卒にこれを実施するときは将来予測も出来ない不幸を招くことにもなりかねないとも考えられるのでこれが計画の立案はもとより実施の時期、実施対照区域及農家については慎重を期しまして将来に悔いを残すようなことのない様に充分なる検討、研究を加えて実施する所存であります。

第二は新産都市建設に伴う本村建設計画の立案及実施であります。

私共宮崎県民が数年来悲願をこめて運動を続けて来ました日向、延岡地区新産都市の指定は皆さん御承知のように他の指定候補地に先がけて去る二月二日二市一町五村即ち日向、延岡市門川町、東郷、北方、北川北浦村を区域としていよいよ指定が決定致しまして現在県に於て建設計画の作業が着々と進められています新産都市建設に対する国の構想は私が申上る迄もなく大都市に於ける人口及び産業の過度の集中を防止し並びに地域格差の是正を図ると共に、その地方の開発発展の中核となるべき新産都市の建設を促進しもって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達を期するにあるとされていますので指定区域、住民の所得を増加するは勿論、地区の産業経済開発の拠点となるわけでありますので日向延岡地区は宮崎県の日向延岡地区でなく日本経済の拠点としての日向延岡地区であると考えられるのであります。その日向延岡地区の中の東郷村の建設計画は今後どの様な形で進められて行くかと言うことは現在の処、未決定でありますが私は今年度より日向延岡地区新産都市地区内の東郷村として今後地区内の建設の進捗の状況を配慮しながらそれに対応出来るよう本村の建設計画を着実に進めて行き将来の村造りに遺憾のない様努力する覚悟であります。

その他森林組合を初め村内各種経済団体及民主団体の育成強化の問題、納税完納及滞納一掃の問題等々重要案件は山積していますが私はいずれの案件についても議会の皆様方を初め村民各位の強い御指導と御協力を得て総親和の体勢を確立し国政や県政の在り方を充分考慮しながらそれぞれの目的達成に努力して村政全般の円満な執行と発展に体を張って努力する覚悟であります。

次に本三月定例村会に御提案申上ています議案は財務に関する議案四件職員の定数を改正する条例一件、予算案二件、計七件でありますが議案の内容について説明を申上る前に年六月財務会計制度を中心とした地方自治法の一部を改正する法律のうち提出議案について関係のある事項についてその大要を若干御説明申上げまして議案審議の参考にしていただき度いと思います。

御承知の通り、地方自治法は昭和二十二年に制定されましてその後しば〳〵一部分的な改正が行われたのでありますが地方財務制度に関する基本的規定は依然として市町村制当時のものが殆ど踏襲されていましたので現在の実情にそわず改正を必要とする点が少くなかったので政府はさきにこれを地方財務制度審議会に諮問しその答申に基いて地方財務会計制度の全般について大巾な改正がなされたのであります。改正の要点は地方公共団体の組織及び運営の合理化、能率化の向上を図る為、従来市町村に於ては任意設置とされていた監査委員を必置制の機関に改めその定数及び選任の方法が合理化され更に委員の職務権限を明確にし代表監査委員制度を設け監査委員の事務補助組織が確立されたことであります。

第三は予算決算を含む財務制度が改正されたことであります。改正による予算は国の制度にならい㈠すべての収入支出を計上する総計予算主義が法定されたこと　㈡予算の内容が従来に比べて著しく広くなったこと　㈢地方公営企業法の適用を受けない一般の特別会計においても地方公営企業と同様のいわゆる弾力条項の規定が設けられたこと　㈣国の制度にならって予算の繰越か繰越明許と事故繰越とに明確化されたこと等であります。

総計予算主義の原則は従来も旧政令に於て規定されていたのでありますが今般は法律自体の中に規定されたものであります。従来予算とは才入才出を言うものとされていましたが今回の改正で予算の内容は才出才入予算の他に継続費繰越明許費、或は従来予算外義務負担と称していました。債務負担行為、地方債、一時借入金及び才出予算の各項の経費、金額の流用をいうものとされたので本年度予算はこれ等の改正に基いて編成致した次第であります。

この様に予算の内容が広くされた理由は才入才出予算に直接関連するもの或は将来必ず財政負担を伴い実質的に予算となるものについては、その全容を一覧して把握出来る方式が議会の審議の上からも又予算の実態的意義からも必要であるということから国の制度にならって予算の内容として一括されたものであります。従って今後予算と言うときは単年度限りの単なる才入才出の見込だけでなくて、その内容は一定期間の財政計画や債務負担の見積等も併せて持つことに、その考え方は変ったわけであります。尚これとゝもに予算書の様式も根本的に改められ同時に議会の議決すべき範囲と従来任意とされていた附属書類の法定化等、規定の整備が行われたのであります。このことは各予算書に添付してある通りであります。

また予算事項説明書の各目の才出予算額にはその充当した財源を分類して予算の構成を表示し審議の便を図ることになりました。尚才入才出予算について本年度分は前年度予算額との比較増減の数字を入れておりませんがこれは当初説明申上ました通り総計予算主義の建前と才出の目的別計上の原則により職員給等、人件費及びこれに伴う物件費は各予算のそれぞれの款項に編入することとなり又予算科目が大巾に改められ目的別計上の性格が更に明確にされたこと等により、その構成する内容が全く異るので現行制度による予算とは比較が極めて困難であるため数値の計上をしなかった次第であります。尚このことについては省令においても昭和三十九年度予算に限り省略を認めていますので御了承方お願い致します。

次に各提出議案について順を追って簡単に御説明申上ます。

先づ議案第十号議会の議決に附すべき契約及び財産の収得又は処分に関する条例の制定についてを説明申上ます。

この条例は契約及び財産の収得処分について今般の地方自治法改正に伴いその範囲を政令の定める基準に従って条例で定めることゝされたための条例制定であります。地方自治法第九六条第一項第五号の規定改正により従来条例事項とされていた。契約及び財産の収得処分は政令で定める基準額以上について条例で定める額以上の場合にのみ議会の議決を必要とするとされその政令で定められている基準は工事又は製造の請負については壱千万円、不動産又は動産の買入れ又は売払いの場合は七〇〇万円とされてをり市町村の人口財政規模等を勘案してその額以上で個々の市町村が定めるものとされているのでありましてこの額を下廻ることは許されないものとされております。従って本村としては現行条例等も考慮致しまして一応政令の最底基の議決事項を条例で定める場合には政令で定める基準に従うべきことゝされ又財産の出資等に関する事項が新たに議会の議決事項に加えられることになったことであります。

第二は監査委員制度の強化を図る為、従来市町村においては任意設置とされていた監査委員を必置制の機関に改めその定数及び選任の方法が合理化され更に委員の職務権限を明確にし代表監査委員制度を設け監査委員の事務補助組織が確立されたことであります。

昭和39年度東郷村一般会計予算

歳入 款	金額	歳出 款	金額
	千円		千円
村税	22.130	議会費	4.649
地方交付税	43.100	総務費	20.201
分担金及負担金	935	民生費	5.937
使用料及手数料	1.552	衛生費	2.760
国庫支出金	10.572	労働費	7.304
県支出金	3.722	農林水産業費	21.933
財産収入	17.342	商工費	242
寄付金	2.904	土木費	16.805
繰越金	5.000	消防費	2.233
諸収入	1.577	教育費	23.191
村債	8.400	災害復旧費	5.127
		公債費	6.352
		予備費	500
合計	117.234	合計	117.234

昭和39年度東郷村国民健康保険特別会計予算

歳入 款	金額	歳出 款	金額
	千円		千円
国民健康保険税	6.134	総務費	2.331
使用料及手数料	30	保険給付費	15.223
国庫支出金	9.812	保健施設費	941
県支出金	25	基金積立金	256
財産収入	272	諸支出金	3
繰越金	2.500	予備費	100
諸収入	81		
合計	18.854	合計	18.854

（以下二面につづく）

準を村長処理出来る範囲として本条例を制定せんとするものであります。

尚この場合において第三条カッコ書で規定しています通り、財産の取得売払いが土地である場合に於ては一件五、〇〇〇平方メートル以上の場合のみ、本条例にいう議会の議決を要することになりますので申し添えます。又、本条例が制定されることによって現行の議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物又は議会の議決に附すべき契約に関する条例は本条例と競合することになりますので廃止することゝした次第であります。

次に議案第十一号　監査委員の制定について御説明を申上ます。本案も地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い監査委員条例を制定せんとするものであります。旧法に於きましては同法第一九五条第二項で市町村は条例で監査委員を置くことが出来るとされていましたが今回の改正では監査委員の定数は都道府県及政令で定める市にあっては四人とし、その他市にあっては条例の定めるところにより三人又は二人とし町村にあっては条例の定めるところにより二人又は一人とすると規定されていまして必置規定とされました。従って条例を制定して定数を定める必要がありますので本村に於ては現行条例等を十分検討考慮致しまして監査委員の定数を二人と定め提案致しています。御審議御決定を願います。尚本件も本案の公布と同時に昭和三十八年条例第十二号監査委員設置条例は本条例と競合致しますので廃止することに致しました。

次に議案第十二号特別会計の設置について御説明申上ます。

本案も地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い特別会計の設置は条例で定めることゝされましたので特別会計条例を設置せんとするものであります。従来に於ては特別会計は地方自治法第二三九条に普通地方公共団体は議会の議決を経て特別会計を設けることが出来るとされていましたので事件議決を以て処理していたのでありますが今回の改正により同法第二〇九条に於て普通地方公共団体の会計は一般会計及特別会計とする。特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入を以て特定の才出にあて一般の才入才出と区分して経理する必要がある場合に於て条例でこれを設置することが出来るとされ特別会計の設置は条例で定めることゝされたので国民健康保険特別会計条例の制定をせんとするものであります尚本村には国保の事業勘定と直診施設勘定の二つの特別会計がありましたが今回はこの条例で二つの会計を一つとして運用することゝ致しましたので御承知方願います。

次に議案第十三号財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例の制定について説明を申上ます。今回、自治法の一部改正によりまして同法第二三七条に普通地方公共団体の財産は条例又は議会の議決による場合でなければ之を交換し出資の目的とし若しくはこれを支払の手段として使用し又は適正な対価なくして之を譲渡し若しくは貸付てはならないとされています。従って地方公共団体の財産は如何なる場合に於ても適正なる管理と運用がなされなければならないのであります。然しながら場合によっては適正なる対価等によらす之を譲与し交換貸付等する必要も考えられるので、この場合に於ける範囲を条例で定めんとするものであります御審議決定を願います。

次に議案十四号東郷村教育委員会事務局職員等定数条例の一部を改正する条例の制定について説明を申上ます。従来、教育委員会事務局の職員の定数は十人と定められてありましたが既に完食給食を実施中の寺迫小学校及坪谷小学校の給食婦を夫々一人宛増員して二名宛とし更に三十九年度中に完全給食開始の計画をしています。越表小及坪谷中越表分校の給食婦二名、合計四名の増員を必要としますので定数十人を十四名に増加せんとするものであります。御審議決定を願います。

次に議案第十五号昭和三十九年度東郷村一般会計予算及議案第十六号昭和三十九年度国民健康保険特別会計予算について説明を申上ます。

私は村長就任以来、建全財政の方針を維持しながら能うる限り施策の積極化を期することに努め又集約的な事業効果の発揮を狙い地方自治の伸長と躍進する村政の展開を基調として毎年度施策の重点目標を定め村政の方向づけに努めて来たのでありますが漸くにして一応の方向と実績を見出すに至りましたので三十九年度予算においては従来の方向に従い、更に現段階に於ける行政にマッチした施策を可能な限り意慾的に取上ることにして予算の編成に努めたのでありますが一般会計特別会計ともに財源に乏しく限られた財源を以ては各事業に必要な十分なる予算計上が許されず、種々検討致しまして重点施策事項の執行に必要な経費については或る程度の予算を計上し、消耗的経費については厳重な検討を加えて最大の節約をすることにつとめ最低限度の経費の必要額を計上致しました。更に私は健全なる財政の運用を図るため適格なる財源の把握に努め、やむを得ざる不足財源については財産（立木）の処分或は制度金融等の低利資金の借入をなし才入才出の均衡を保ち予算の編成をした次第であります。

かくすることによって一般会計予算は才入才出ともに壱億壱千七百弐拾参万四千円となり昨年度即ち昭和三十八年度の当初予算九千壱百弐拾参万参千円に比較しますと約二七%、金額にして壱千六百壱千円の伸びを示し三十八年度の現計予算と略同額の予算となりました。尚才入才出予算の内容の詳細については第十五号議案の第一、二、三表及才入才出予算事項説明書に明記されていますので私から説明申上ることは遠慮致しますが本年度予算が三十八年度当初予算に比較して才入に於て或は才出に於て何故、増大したかと言うことについて簡単に御説明致します。先づ才入について申上ますと村税に於て壱百六拾五万七千円、地方交付税九百拾万円、財産収入（立木処分）六百六拾八万弐千円、国庫支出金分壱百六拾四万七千円、寄附金百参拾八万四千円、使用料及手数料参拾七万円、繰越金四百九拾万円、村債参百四拾万円が夫々増加し雑収入が弐百参拾九万七千円、県支出金六拾八万六千円、負担金五万六千円が減となり差引弐千六百万壱千円の収入増となり歳出に於ては人件費六百拾万四千円、物件費参百九拾九万四千円、維持補習費百六万八千円、扶助及補助費弐百七万五千円、建設事業費壱千壱百八拾参万七千円、公債費（借入金の返済に必要な費用）五拾七万参千円、貸付金拾壱万円予備費弐拾万円等が増加し積立金五万、出資金壱万が減額となり差引弐千六百一千円の増加と相成っている次第であります。

尚、本年度新規事業として予算を計上した重なるものを申上ますと土木費に於て越表永久橋の新設及村道日下道ワラビノ線の第一期工事の着工、教育費に於て東郷中学校総合工作室、及越表小並に坪谷中学校越表分校の完全給食施設の建設社会科副読本編さん。県立高等営農研修所入所者へ奨学金の貸与の開始。農林水産費に於て土壌病虫防除機具の購入、養蚕鉄骨ハウスに対する補助、経営維持資金に対する村単独の利子補給。畜産の草地改良に対する補助、共同放牧地設置に対する補助、松くい虫防除に対する村単独の補助等を計上致しました。その他に於ては昨年度の予算と大差はありませんが、いずれの事業に於ても人件費及物件費等が増大した為、予算の大巾な膨張を来しました次第であります。

次に特別会計中の事業勘定について申上ます。

本予算についても詳しい内容については第十六号議案の附表第一表及才入才出予算事項説明書に明記されていますので私からの詳細な説明は致しません。その概要を申上ますと本予算の才入才出の総額は壱千八百五万四千円となり三十八年度当初予算に比べると弐百参拾万円の増加を見ています。この重なる原因は才出に於ては昨年十月から実施した世帯主への七割給付制度の平年度化、職員の給与の増、成人病対策費及昨年度一般会計に計上されていた徴税費の本会計への計上等が主なものでこれに見合う才入は療養給付費国庫負担金六拾弐万五千円、調整交付金壱百弐拾万円、前年度繰越金五拾万円等が夫々前年度よりも増加することが明確になりましたので財源として計上致しました

次に施設勘定（病院会計）について申上ます。本予算の総額は才入才出とも壱千参百八万二千円で昨三十八年当初予算と比較しますと約一一%余、壱百参拾参万六千円の伸びをみています。この才出の増加の原因は職員給与改訂による増加分及麻酔器の新規購入と医薬材料費の増加分が重なるもので、これに見合う才入は診療報酬の増加分を財源として予算に計上致しました申し上げる迄もなく特別会計予算に於ては出来る丈、独立採算の方式で才入才出のバランスがとれる様努力していますが施設勘定（病院会計）に於てはどうしても独立採算では収支のバランスがとれず歳入に不足を来しますので一般会計より金壱百万円を繰入れることに致しまして才入才出の均衡をとって予算編成を致しました。次第であります。

尚本年度予算からは特に通年予算として予算を編成する様、関係当局よりの強い指導がありましたが国及県の予算内容が未だ充分に判明致しませんので国や県の行政執行に伴う町村の必要な財源や年度、中途に於て己むを得ない事由により新しく発生する経費、或は節約しても猶不足する経費については新しい財源の確保に努力し追加予算を計上して村政の円滑なる発展に努力する覚悟であります。

以上昭和三十九年度に於ける村政の執行に対する私の考え方や施策の大要について申述べ又提案致しています。七議案の概要について御説明申上ましたがいずれのことにつきましても言うは易く、之を行うことは仲々むずかしいのであります。猶又予算以上の実績を挙げることは極めて困難なことでありますが私は極めて菲才ではありますが部下職員と共に渾身の力を尽し村民各位の信望に応えたいと思うのであります。特に三十九年は新産都市決定の歳でもあり又近く本村農業の方向を決定せんとする所謂、農業構造改善事業の実施と共に本村開発の最大のきっかけを作る歳でもあると思いますので本年度は従来よりも猶一層の努力をして村政の進展を図り度い覚悟でありますので村議会議員の各位を初め村内各種機関の特別なる御指導と御協力を申上ますと共によろしく御審議決定の程をお願い致します。

（以下次号に続く）

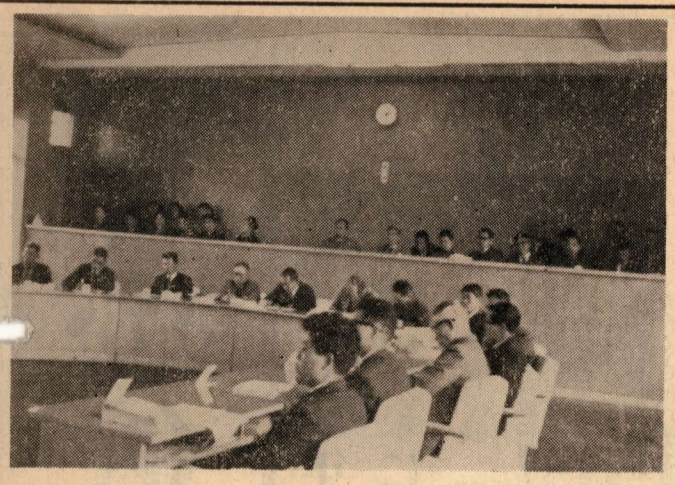

村長の提案理由説明にききいる議員と村人の聴傍

視察日記（三）

杉田三郎

だが課長さんの話は決して自慢話ではなかったのです。酪農と蔬菜を主幹とし基盤整備に主点を置いた構造改善事業に踏切った三十六年以来、町民への啓蒙と上級機関との交渉が如何に困難を極めたかをるゝとして話して聞かせました。

長野県は県民全体か理屈っぽいことは有名です。その上思想的にも右もあれば左もありです。折も折、話の途中でマイクが何やらえらく町政を批判する演説をブチ始めました。課長さんの顔にもふっと不快感がよぎり我々の注意も自然に窓外にそれ、声の主を求めるともなく求めると玄関前にマイク車が一台、マイクを手にした青年紳士か熱弁を振るっています。「共産党議員なのです。彼等の云うことにも一理はありますが私は賛成出来ません」プツリと云い切った課長さんの言葉の裏には上からと下からの板ばさみになってせられる担当職員の身のつらさをじっとこらえながら死身になって町民を説得したり、又上に向っては嘖嘩腰で論陣を張って斗ってきた人の感慨がにじんでいるように見受けられました。

夕闇の迫る頃、私達は急ぎ足で事業現場に行ってみました。火山灰土壌のゆるやかな斜面二五ヘクタールが次々にブルドーザーで造地されています。五時をとっくに過ぎて闇くなりかけていると云うのにブルが四五台作業を止めようともせずうなりを立てゝいるのです。聞けば雪が来ない前に予定の事業量をあげる為の突貫工事なのだそうです。

我が村は果して何時このような段階にこぎつけることだろうかとそ[illegible]れに色んな思いにふけりつゝ帰路につきました。

東京で　十二月十七日

私達が泊った日本青年会館には、すぐ近くにオリンピックスタジアムやプール、室内体育館などがあるためか、運動選手らしい青年男女が大勢宿泊しておりました。

夕方この人達と浴場で一緒になりました。空色のそろいのトレパンの胸に赤でニッポン（NIPPON）と染め抜いたマークを見て彼等がオリンピック候補水泳選手の強化合宿であることがわかりました。

未だ丸刈頭の青年も多く混っていましたが裸になったその体はいづれも見事な発育振りで男ながらもほれぼれする程です。肩巾、胸囲、胴のしまり、身長、体重共に皆外人なみと思われました。いやこれが現代日本の青年の体位の見本なのかもしれません。その上蛇足になりますが明るく談笑しながら湯を流している彼等は男同志とはいゝながら股間のものをかくすようなそぶりもなく恥じらいどころかむしろ誇らしげにさらけ出しているのです。

世界記録と金メダルにいどむ若者たち、若き世代のシンボルである彼等には自己の持つ記録と同時に自己の体のどの部分に対しても大きな誇りと満足を感じているのでしょう。或いはそんなことが気になった我々の方が最早や時代遅れの人間なのかもしれません。

防犯　派出所便り

山陰警察官派出所

入学の準備に交通の基礎訓練を

子供の交通事故は三月ごろからふえはじめ四月が年間を通じて最も多くなっております。そのうちいつも高い比率を占めているのは新入学児童であります。昨年交通事故で死んだり、けがした小学生は四三六人いましたが、そのうち三分の二は低学年の児童と幼児でした。一年生といえばまだまだ交通事故から自分を守るだけの力も低く注意の範囲もごく限られています。

こうした子どもたちが四月から新しく一人立ちした歩行者として加わって参りますので保護者はもとより車の運転者一般の通行者みんなが次のようなことに注意し交通事故から学童、幼児を守りましょう。

1保護者は子どもに安全教育をしましょう。

(1)通学には少しは回り道でも最も安全な道を選んで子どもに教え学校の行き帰りは必ずその道を利用させること。

(2)田舎の道路では、いつも右側を歩くよう指導してもらいたい。

2運転者のみなさんへ

運転者は三月、四月が年末以上に注意しなければならない時期であることを知らなければなりません。

特に幼稚園、小学校の登下校時には気をつけなければなりません。児童、幼児を発見したらこれを軽視して脇見することなく、必ず一時停止するか徐行して子どもたちを安全に通すこと

原動機付自転車の運転者の人は特に注意してもらいたい。

3一般歩行者のみなさんへ

道路交通法は通学、通園中の子どもたちを護るため一般歩行者にもその保護と義務づけられ「通学通園しているときはその場に居合わせた一般の人は誘導したり合図して安全に通行することができるようにしなければなりません。」

我が子、人の子の区別なくお互が注意しあい尊い子どものいのちを交通事故から守ろうではありませんか

点滴

◇春一番が吹くころになると、山ふところの山桜がうす紅に萌えそめて「うすべにに葉はいちはやく萌え出て咲んとすなり山桜花」や「うららうらと照れる光にけぶりあひて咲きしづもれる山ざくら花」など牧水先生の名歌が唇をついてでてくる。陽春である。

◇この春三月は学校にあっては卒業の月であり、官庁にあっては年度の最後の月である。学校も官庁もその年度の最後の結末をつける月であり反省の月であり、計画の月でもある。

◇昭和三十九年度の予算村会が三月十一日から十八日までの八日間に亘って行われて、村長の提案理由の説明についで総体質問が行われ各部委員会で詳細に審議され、提案通り議決されたことは同慶に堪えない。

◇それにつけても、毎年のことだが婦人会の役員以外は議会を傍聴に来る村民は至って少い、残念な事である。もっともっと村政に関心を持っていただきたいものだ。

春うらら稲荷の杜に餅をまく

ポンプ百より
火の用心
用心一つ